

公示番号：180627

国名：ラオス

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

案件名：水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）（設計・施工監理・制度構築支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：パイロットプロジェクト（設計・施工監理・制度構築支援）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年3月上旬から2022年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内4.15M/M、現地12.80M/M、合計16.95M/M
- (3) 業務日数：
 - 第1次 国内準備30日、現地業務60日、国内整理4日
 - 第2次 国内準備4日、現地業務36日、国内整理4日
 - 第3次 国内準備4日、現地業務60日、国内整理4日
 - 第4次 国内準備4日、現地業務60日、国内整理4日
 - 第5次 国内準備4日、現地業務60日、国内整理4日
 - 第6次 国内準備4日、現地業務60日、国内整理4日
 - 第7次 国内準備4日、現地業務48日、国内整理5日

本業務においては、7回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は、提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年2月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年2月20日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	上水道に関する設計・施工監理支援業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
詳細計画策定調査において、「評価分析」団員として参加した社及び個人。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) プロジェクトの背景

ラオス政府は、1999年に発令された首相令 37 において、2020年までに都市部に居住する人口の 8 割に対して 24 時間安全な水を供給することを目標に掲げている。また、「第 8 次国家社会経済開発 5 力年計画 (NSED) (2016-2020)」¹に基づく水道戦略においては、全国水道普及率の目標を 2020 年までに全人口の 9 割と定めている。さらに、持続可能な開発目標 (SDGs) ターゲット 6.1 では、「2030 年までに、安全で入手可能な価格の飲料水に対する全ての人々の公平なアクセスを達成する」とされているが、ラオスにおいて、2015 年の都市における水道普及率は 64%²に留まっている。ラオスの水道事業は、公共事業運輸省 (MPWT) 水道局 (DWS) (以下「MPWT/DWS」という) が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、上述の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に 18 存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。

JICA は、これら水道公社の事業運営能力の向上を目的として、技術協力プロジェクト「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」(2012 年 8 月～2017 年 8 月) (以下「MaWaSU」という) において、主にビエンチャン都 (首都)、ルアンパバーン県、カムアン県の 3 水道公社の人材を中心に水道事業計画策定能力を強化するための支援を行い、結果、対象 3 公社では計画に基づく事業運営について基本的な能力を習得した。一方で、3 公社を含むほぼ全ての水道公社の経営基盤は脆弱であり、設備投資・更新はドナーや民間投資による資金に大きく依存している。この状況を改善し、水道公社自身が独立採算制に基づく事業運営を行うことができるようにするためには、1) 水道公社が MaWaSU で習得した基本的な能力を自身でさらに向上させることに加えて、2) 以下 3 点の課題を克服するためにラオス水道行政の改革が必要であることを MPWT/DWS も認識している。

(ア) 水道事業が日本のように許認可制になっておらず、公営民営問わず全ての水道事業者の給水区域を国が一元管理できていないこと、

(イ) 施設整備等のための水道公社に対する長期・低利の資金供給元が存在しないこと、

(ウ) 水道公社の事業運営に関する裁量権が制限されていること

近年、施設整備・運営に関与する民間企業が増加しているが、これら民間企業の監督に関する法制度や事業認可制度などが整備されていないことから、水質が劣悪な水道サービスを提供している県も存在し、ラオス国内における水道事業の大きな課題となっている。

このような公営民営による適切な水道事業を運営する環境が整えられていない状況を踏ま

¹ The 8th Five Year National Socio-Economic Development Plan (2016-2020), 国家計画投資省発行(2016 年 6 月)

² UNICEF, WHO

え、ラオス政府は、水道行政能力の強化と水道公社の経営改善を目的として、1) 中央と県の行政機関の役割を明確化、各レベルで必要な水道行政能力の向上、2) 長期・低利の資金調達システムの構築、3) 民間資金活用等の官民連携システムの構築、4) ビエンチャン、ルアンパバーン、カムアン各都県水道公社の水道事業実施能力の更なる向上、5) 上記3 都県で強化した水道事業実施モデルの全国展開、の5つの活動を中心とした技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。

JICAは、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために、2017年8月～9月に詳細計画策定調査を行い、2017年12月26日に本プロジェクト「水道事業運営管理能力向上プロジェクト(MaWaSU2)」の枠組みについて討議議事録(Record of Discussions: R/D)によりラオス側関係機関と合意した。その後、2018年5月21日にチーフアドバイザー、サブチーフアドバイザーを派遣し、本プロジェクト(MaWaSU2)が開始された。

(2) プロジェクトの概要

① 目的

本プロジェクトは、ラオス国上水道セクターにおいて、水道行政の改善や水道公社の水道事業、施設整備事業の計画・実施能力、MPWT、公共事業運輸局(都・県)(以下「DPWT」という)の審査・モニタリング・評価能力の強化を行うことにより、水道セクター管理体制と水道公社の能力を強化するために必要な基盤が整備され、国家目標を達成するための水道セクター管理体制と水道公社の能力強化に寄与するものである。

② プロジェクトサイト: 首都ビエンチャン、ルアンパバーン県、カムアン県、その他

③ 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

- ・ 直接裨益者: 公共事業運輸省(MPWT)水道局(DWS)職員、首都ビエンチャン、ルアンパバーン県、カムアン県、その他の県の水道公社及び公共事業運輸局(DPWT)職員
- ・ 間接裨益者: パイロット水道公社及びその他の水道公社の給水区域内に居住する住民

④ 事業スケジュール(協力期間): 2018年5月～2023年5月(計5年間)

⑤ 相手国実施機関(C/P 機関): 公共事業運輸省水道局、首都ビエンチャン・ルアンパバーン県・カムアン県のパイロット水道公社及び公共事業運輸局、並びにその他の県の水道公社及び公共事業運輸局

⑥ 案件の概要は、以下の URL より「案件概要表」をご確認ください。

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc024.nsf/VIEWJCSearchX/3AAFF467FEE53A09492582CE0011FCC6/\\$FILE/No.1700437_案件概要表.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc024.nsf/VIEWJCSearchX/3AAFF467FEE53A09492582CE0011FCC6/$FILE/No.1700437_案件概要表.pdf)

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、上記6.(2)⑥で示した案件概要表内に記載の活動のうち、成果2「施設整備事業における水道公社の計画・実施能力、MPWT、DPWTの審査・モニタリング・評価能力が強化される。」を達成するための支援を行う。

この技術移転活動は、本プロジェクトのパイロットプロジェクト活動(総額6,000万円程度(2～3件×2期、合計4～6件程度)を予定)を通じて実施し、施設整備事業の計画・審査・実施・モニタリング・評価の一連のプロセスを、カウンターパート(C/P)が実際に実施・経験することで、施設整備事業の提案・実施主体である水道公社の計画立案・実施能力を高めるとともに、監督主体であるMPWTの事業のモニタリング・評価を行う能力を高めることを目的として実施する。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 第1次国内準備期間(2019年3月上旬～2019年4月中旬)

- ① 本プロジェクトにかかる各種報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務に取り組むにあたっての業務全体を含めた基本方針、業務方法、業務工程計画等

を作成し、これらを業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）（案）として取りまとめる。

- ② パイロットプロジェクトを実施するために必要な在外事業強化費の運用ルール、現地調達、工事等に関する規程をJICA側（地球環境部及びラオス事務所）から入手し、パイロットプロジェクト実施に向けた手順・スケジュール（和文）（案）を整理する。
 - ③ 他の長期専門家及びコンサルタント専門家（以下「JICA専門家」という）と連絡を取り、施設整備事業の計画・管理体制に関する概要をレビューし、パイロットプロジェクトの実施体制を整理する。具体的な手順については、下記1）から3）に記載のとおり。なお実施体制の検討にあたっては、成果1における各機関の役割及びプロセスの検討案と整合性をとるように留意する。
 - 1）長期専門家の支援の下、DWS主導により、DWS、DPWT、水道公社をメンバーとするパイロットプロジェクトタスクチーム（PPTT）の立ち上げ、役割・権限・責任の明確化を図る予定としており、同活動の最新の状況を把握する。
 - 2）長期専門家と連絡を取り、PPTTがパイロットプロジェクト実施に関して各機関及びパイロットプロジェクト評価委員会（PPEC）の役割、権限、責任を明らかにするための暫定案を作成する。
 - 3）パイロットプロジェクトにおける施設整備手順（計画—審査—実施—モニタリング—評価）を明らかにするための議論のたたき台を作成する。作成するたたき台（和文・英文・ラオス語）は、下記の（i）から（vii）の7つに関するガイドライン等を想定している。たたき台作成にあたっては、長期専門家が収集・作成・整理した資料等が基礎情報として提供される予定である。なお手順、ガイドライン等の作成にあたっては、MaWaSUプロジェクト（前フェーズ）で作成された各種ガイドラインとの整合性に十分に留意すること。
 - (i) パイロット事業実施ガイドライン
 - (ii) パイロット事業モニタリングガイドライン
 - (iii) 審査・評価基準
 - (iv) プロポーザル作成ガイドライン
 - (v) 外部委託によるパイロットプロジェクト実施の場合は、設計図書・入札図書作成ガイドライン、直營業務によるパイロットプロジェクト実施の場合は、設計図書・資機材リスト・仕様書作成ガイドライン
 - (vi) 施工管理（監理）マニュアル
 - (vii) 工事完成報告書ガイドライン
 - ④ JICA内打合せ、JICA専門家とのTV会議等に出席し、担当事項に関する検討状況に関して報告するとともに、打ち合わせ／会議議事録を作成する。
 - ⑤ 上記検討を踏まえ、業務開始時に作成した業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を更新するとともに、現地業務開始時に使用する業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成する
- (2) 第1次現地業務期間（2019年5月上旬～2019年7月上旬）
- ① 現地業務開始時にJICAラオス事務所およびJICA専門家に対して、業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）について説明する。特に、国内準備期間で整理したパイロットプロジェクト実施に向けた手順・スケジュール（案）について確認する。
 - ② C/P機関にワークプラン（英文）を説明、提出し、ワークプランの了承を得る。
 - ③ 国内準備期間で作成した（1）③ 2）に記載の暫定案を基に、PPTTが、パイロットプロジェクト実施に関する各機関およびPPECの役割、権限、責任を確定するよう支援する。
 - ④ パイロットプロジェクトにおける施設整備の手順（計画—審査—実施—モニタリング—評価）を明らかにするために、国内準備期間で作成した（1）③ 3）に記載のたた

き台を基に、PPTT と協議の上、手順を確定するよう支援する。

- ⑤ 国内準備期間で作成した(1)③3)に記載のたたき台を基に、PPTT がパイロットプロジェクト実施のためのガイドライン等(英文・ラオス語)を確定するのを支援する。また、必要に応じて追加文書の作成を支援する。
- ⑥ 他の JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑦ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑧ 第 1 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書(英文)を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次国内整理期間(2019 年 7 月中旬)

第 1 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(4) 第 2 次国内準備期間(2019 年 7 月下旬)

プロジェクトの進捗状況を JICA 専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第 2 次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

(5) 第 2 次現地業務期間(2019 年 8 月上旬～2019 年 9 月中旬)

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン(英文)を説明、提出し、了承を得る。
- ③ 第 1 次現地業務期間において検討・準備をしたパイロットプロジェクト実施に関する手順及びガイドライン等((2)④及び⑤)を踏まえ、PPEC が水道公社及び DPWT 向けに開催する第一期パイロットプロジェクトに関する説明会(資金申請を含む)の開催支援を行う。
- ④ 第一期パイロットプロジェクト資金を申請する水道公社及び DPWT からプロポーザルの提案にあたって、制度上の質問等があった際、必要に応じて、PPEC が回答する際の支援を行う。なお、提案されたプロポーザルの審査については、長期専門家の支援の下で実施される予定である。
- ⑤ 他の JICA 専門家やコンサルタントとの打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑥ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑦ 第 2 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(6) 第 2 次国内整理期間(2019 年 10 月上旬)

第 2 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(7) 第 3 次国内準備期間(2019 年 10 月中旬)

プロジェクトの進捗状況を長期専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第 3 次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地業務期間(2019年10月中旬~2019年12月中旬)

以下の手順にて第一期パイロットプロジェクトの実施を支援する。

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン(英文)を説明、提出し、了承を得る。
- ③ パイロットプロジェクト説明会(第2次現地業務)に基づき、プロポーザルを提出・審査・合格した水道公社(以下「提案水道公社」という)が、DPWT と調整の上、パイロットプロジェクトを実施するための設計図書と入札図書を準備し、パイロットプロジェクト評価委員会(PPEC)と JICA ラオス事務所に提出できるよう支援する。なお、パイロットプロジェクトの実施が DPWT または水道公社による直営業務の場合には、入札図書に代えて、必要な資機材リスト・仕様書(案)の作成を支援する。
- ④ (現地施工業者への委託の場合)上記(8)③において準備された設計図書と入札図書に基づき、JICA ラオス事務所が行う現地施工業者の選定プロセス、契約手続きに際し、JICA ラオス事務所からの求めに応じて、助言・支援を行う。
- ⑤ (DPWT ないしは水道公社の直営業務の場合)上記(8)③において準備された設計図書と必要な資機材リスト・仕様書(案)に基づき、JICA ラオス事務所が行う資機材等の調達プロセス、契約手続きに際し、JICA ラオス事務所からの求めに応じて、助言・支援を行う。
- ⑥ JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑦ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑧ 第3次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次国内整理期間(2019年12月下旬)

第3次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(10) 第4次国内準備期間(2020年1月下旬)

プロジェクトの進捗状況を長期専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第4次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。第一期パイロットプロジェクトの進捗状況に関して、JICA 専門家から情報を収集し、第4次現地業務期間の開始にあたって、助言・指導が行えるように取り組む。

(11) 第4次現地業務期間(2020年2月上旬~2020年4月上旬)

以下の手順にて第一期及び第二期パイロットプロジェクトの実施を支援する。

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン(英文)を説明、提出し、了承を得る。
- ③ 第1次現地業務期間に検討・準備をしたパイロットプロジェクト実施に関する手順に基づき、PPEC によるパイロットプロジェクトの進捗モニタリングを促し、水道公社に助言できるよう支援する。なお、手順のうち、特にパイロットプロジェクトのモニタリング・評価に関する内容を参考にすることが想定される。
- ④ 第1次現地業務期間に検討・準備をした施工管理(監理)マニュアルに基づき、提案水道公社による施工管理(監理)を支援する。
- ⑤ 第一期パイロットプロジェクトの手順(計画→審査)をレビューし、改善点や課題を

明らかにし教訓として取りまとめ、成果 1、活動 1-4 に係る水道セクター開発基金委員会（FFC）³と共有する。

- ⑥ 第 5 次及び第 6 次に実施予定の第二期パイロットプロジェクト実施に向けた準備・実施支援を行う。なお、第二期パイロットプロジェクトは、第一期パイロットプロジェクトの経験から、より C/P 主導で実施することを想定している。
- ⑦ JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑧ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑨ 第 4 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑩ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（12） 第 4 次国内整理期間（2020 年 4 月中旬）

第 4 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（13） 第 5 次国内準備期間（2020 年 10 月上旬）

プロジェクトの進捗状況を長期専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第 5 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

（14） 第 5 次現地業務期間（2020 年 10 月中旬～2020 年 12 月中旬）

以下の手順にて、第一期パイロットプロジェクトのその後の状況を確認すると共に、第二期パイロットプロジェクトの実施を支援する。

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン（英文）を説明、提出し、了承を得る。
- ③ 第一期パイロットプロジェクトの完工を確認し、提案水道公社が行う完成検査に関する手続きを支援する。
- ④ （現地施工業者への委託の場合）上記（14）③における完成検査の結果に併せ、現地施工業者から JICA ラオス事務所に提出されたパイロットプロジェクト実施に関する請求書等の内容を精査・確認する。なお JICA ラオス事務所に提出すべき書類等については、JICA ラオス事務所の確認を得つつ進めるものとする。
- ⑤ （DPWT ないしは水道公社の直営業務の場合）上記（14）③における完成検査の結果に併せ、資機材等納入業者から JICA ラオス事務所に提出されたパイロットプロジェクト実施に係る資機材調達に関する請求書等の内容を精査・確認する。なお提出すべき書類等については、JICA ラオス事務所の確認を得つつ進めるものとする。
- ⑥ 水道公社が DPWT と調整の上、プロジェクト完了報告書を作成し、PPEC に提出されるよう支援する。
- ⑦ 第一期パイロットプロジェクトの実施に関するレビューを行い、パイロットプロジェクトの計画→審査→実施→モニタリング→評価のサイクルに関してパイロットプロジェクト実施前後の改善点や課題を明らかにし、提言（案）（和文・英文・ラオス語）として取りまとめる。
- ⑧ 第 3 次現地業務期間と同様に、進捗・必要に応じ、第二期パイロットプロジェクト実施支援を行う（設計図書、入札図書ないし必要な資機材リスト・仕様書（案）作成

³成果 1、活動 1-4 で組織する、水道セクター開発基金の管理・運営の仕組みを検討するための委員会。DWS の主導で、計画投資省（MPI）、内務省（MHA）、財務省（MOF）、地方政府を含む全てのステークホルダー組織をメンバーとする。委員会の活動内容については、本プロジェクトの案件概要表より確認のこと。

支援を想定)。

- ⑨ JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑩ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑪ 第 5 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑫ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(15) 第 5 次国内整理期間(2020 年 12 月下旬)

第 5 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(16) 第 6 次国内準備期間(2021 年 5 月上旬)

プロジェクトの進捗状況を長期専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第 6 次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

(17) 第 6 次現地業務期間(2021 年 5 月中旬～2021 年 7 月中旬)

以下の手順にて、第一期パイロットプロジェクトのその後の状況を確認すると共に、第二期パイロットプロジェクトの実施を支援する。

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン(英文)を説明、提出し、了承を得る。
- ③ 第一期のパイロットプロジェクト活動に関して PPEC が行う事後評価の実施を支援する。
- ④ 第 4 次現地業務期間と同様に、進捗・必要に応じ、第二期パイロットプロジェクト実施支援(PPEC による進捗モニタリング、提案水道会社による施工管理(監理)を想定)を行うとともに、第一期では抽出できなかった、第二期パイロットプロジェクトを実施する上での課題・教訓等を抽出する。
- ⑤ 上記(17)③の評価結果と上記(17)④を第 5 次現地業務期間で取りまとめた提言(案)に反映し、C/P 機関と協議し、最終案として取りまとめる。
- ⑥ JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑦ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑧ 第 6 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出・報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(18) 第 6 次国内整理期間(2021 年 7 月下旬)

第 6 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

(19) 第 7 次国内準備期間(2022 年 2 月下旬)

プロジェクトの進捗状況を長期専門家や JICA 担当者から入手し、現地活動計画を整理の上、第 7 次派遣業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成し、JICA 地球環境部による確認の後、提出する。併せて、JICA ラオス事務所にもデータを送付する。

(20) 第7次現地業務期間（2022年2月下旬～2022年4月上旬）

- ① 現地業務開始時に JICA ラオス事務所、JICA 専門家に対して、業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）について説明する。
- ② C/P 機関にワークプラン（英文）を説明、提出し、了承を得る。
- ③ 第5次現地業務期間と同様に、第二期パイロットプロジェクト完工手続きに関する支援を行う。
- ④ 第6次現地業務期間の活動も参考に、第二期パイロットプロジェクトに関する PPEC の事後評価の準備を支援する。
- ⑤ 第5次現地業務で取りまとめた施設整備事業の計画→審査→実施→モニタリング→評価のサイクル改善に向けた提言（最終案）（和文・英文・ラオス語）をアップデートし、再度 C/P 機関と協議し、DWS に提出する。
- ⑥ JICA 専門家との打ち合わせに参加し、プロジェクトの進捗状況について共有、確認する。
- ⑦ 関係機関との打ち合わせや会議の際の議事録を他の JICA 専門家と協力して作成する。
- ⑧ 第7次現地業務完了に際し、これまでの全ての活動の結果に関して取り纏めた現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA ラオス事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）（案）を提出・報告し、パイロット活動の状況とラオス事務所がフォローすべき点等を確認、共有する。

(21) 帰国後整理期間（2022年4月下旬）

- ① 第7次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
- ② JICA 地球環境部に専門家業務完了報告書（和文）を提出し、監督職員に報告するとともに、ラオス水道施設整備事業における水道公社含む関係機関の能力強化に関する今後の方向性等に関して意見交換を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。電子データも併せて提出すること。

(1) 業務計画書（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。業務の具体的な内容（案）などを記載。提出先は、JICA 地球環境部、JICA ラオス事務所、C/P 機関とする。

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時に和文及び英文で、JICA 地球環境部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ提出する。いずれも、派遣期間中に作成した資料や収集資料、主要な会議の議事録等を含めること。なお、第7次現地業務結果報告書には、以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取りまとめることとする。

- ・第1次から第7次派遣（準備期間、整理期間を含む）にわたる全業務に関する報告
- ・施設整備事業計画実施に向けた、ラオス関係機関が今後取り組むべき事項（提言）

(3) 専門家業務完了報告書

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務完了報告書（和文）を JICA 指定のフォーマットで

作成し、2022年4月30日までにJICA地球環境部、JICAラオス事務所に提出する。

	文書名	提出時期	形式
①	業務計画書 (英文名称：ワークプラン)	業務開始時及び各派遣時	和文・英文ともに電子データ
②	第1次現地業務結果報告書	第1次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
③	第2次現地業務結果報告書	第2次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
④	第3次現地業務結果報告書	第3次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
⑤	第4次現地業務結果報告書	第4次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
⑥	第5次現地業務結果報告書	第5次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
⑦	第6次現地業務結果報告書	第6次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
⑧	第7次現地業務結果報告書	第7次現地業務後（10営業日以内）	和文・英文ともに電子データ
⑨	専門家業務完了報告書	2022年4月30日	和文電子データ

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-at/quotation_01_201805.pdf)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇄バンコク/ハノイ⇄ビエンチャンを標準とします。

(2) ラオス国内航空賃

パイロットプロジェクト支援のために空路によるラオス国内移動を想定し、ビエンチャン⇄ルアンパバーン往復移動3回分を見積もりに含めてください。なお、利用可能な航空会社は、安全管理上、ラオス国営航空のみとしてください。これ以外に空路による移動を想定する場合も、本見積もりに計上し、提出してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は、2. 契約予定期間等に記載の数値（国内 4.15M/M、現地 12.80M/M、渡航回数 7 回）を上限とします。本業務は、ラオス側 C/P 機関による作業状況や事務手続きがプロジェクトの進捗に大きく影響することから、業務開始後も柔軟に現地業務日程の提案を行い、JICA と協議を行ったうえで日程の変更を行ってください。

② 現地での業務体制

本プロジェクト業務に係る日本側実施体制は、以下のとおりです。

長期専門家：3名（チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー／水道技術、業務調整）＊いずれも派遣中

短期専門家：

(直営)

- 1) 土木(成果3)、2) 土木、3) 水質、4) 財務(それぞれ成果4のための活動)

(コンサルタント)

- 1) 制度改善(成果1)(現在業務実施中)
- 2) 水道セクター開発基金(成果1)(現在業務実施中)
- 3) 制度改善2(分野名は、活動1-1で特定される分野により変更予定。成果1のうち活動1-2、1-3を担当し、別契約で実施予定)
- 4) 設計・施工監理支援(成果2の活動を担当、本契約がこれに該当)

このうち、チーフアドバイザー、サブチーフアドバイザー/水道技術の2名と成果3と成果4に向けた活動を行う短期専門家は、2018年5月21日にJICA地球環境部と締結したプロジェクト実施に係る協定書⁴に基づき、以下のとおり自治体から派遣中または派遣予定です。業務調整専門家は、自治体からの派遣ではなく公募にて人選し、2018年10月より派遣中です。

本プロジェクトには、多様な関係者により実施されているため、本契約業務に従事するコンサルタントは、これら専門家等とも情報共有を行い円滑なコミュニケーションを図りながら業務に従事してください。

- 1) 埼玉県企業局
 - ・短期専門家派遣(分野:水質、土木等)
- 2) さいたま市水道局
 - ・長期専門家派遣(チーフアドバイザー)2018年5月より派遣中。
 - ・短期専門家派遣(分野:土木等)
- 3) 横浜市水道局
 - ・短期専門家派遣(分野:財務等)
- 4) 川崎市上下水道局
 - ・長期専門家派遣(サブチーフアドバイザー/水道技術)2018年5月より派遣中。
 - ・短期専門家派遣(分野:水質、土木等)

(2) パイロットプロジェクトに関する業務体制

本パイロットプロジェクトの実施にあたっては、上記7.に記載のとおり、総額6,000万円程度(2~3件×2年、合計4~6件程度)を予定していますが、同事業の実施にかかる経費については本コンサルタント契約に含まず、JICAラオス事務所と施設整備を行う現地施工業者との契約、またはDPWTないし水道公社による直営業務に基づき実施する予定としています。

本業務の業務従事者は、パイロットプロジェクトの実施に向けて、先方政府内における施設整備に関する制度・体制の検討に併せ、施設整備に関する設計図書・入札図書の準備に関し当該の水道公社を支援します。

DPWTまたは水道公社による直営業務でのパイロットプロジェクト実施の場合、水道公社が作成した設計図書をもとに必要な資機材等をJICAラオス事務所において現地調達し、DPWTまたは水道公社がそれら資機材等を用いて施設整備を行う予定です。従って、JICAラオス事務所による現地調達が円滑に行われるよう、資機材の現地調達にかかる一連のプロセスについて長期専門家と協力しながら進めるとともに、DPWTまたは水道公社が設計・施工管理を適切に実施できるよう支援を行うことが求められます。なお、施設整備に要するC/P(DPWTまたは水道公社)の労務費はC/P自身により負担されます。

⁴ 埼玉県企業局、さいたま市水道局、横浜市水道局、川崎市上下水道局及び独立行政法人国際協力機構地球環境部による技術協力プロジェクト実施に関する協定書

外部委託によるパイロットプロジェクト実施の場合、JICA ラオス事務所が実施する現地施工業者の調達にかかる一連のプロセスについて、JICA ラオス事務所に対して支援を行うことが求められます。また、JICA ラオス事務所において現地施工業者の調達がなされた後は、MPWT・JICA ラオス事務所とも調整しつつ、当該の水道公社が現地施工業者の施工監理を適切に実施できるように、支援を行うことが求められます。

調達支援に際しては、PPTTにより作成されたルールと JICA の調達ルール・規定等の双方を熟知したうえで、双方の手続きが円滑に進むように調整を行う必要があります。

なお、パイロットプロジェクトに関連した業務に関しては、本業務の業務従事者が現地不在の間にも C/P が主導して進めるべき事項が含まれることから、各次の現地業務期間の終了時には本業務従事者が不在中に C/P が対応すべき事項を具体的に整理するとともに、次回の派遣時には C/P 及び長期専門家等より進捗状況を入手し、速やかに業務に取り組めるような工夫が求められます。

また本業務従事者が現地不在の間の成果 2 に関する業務に関しては、現地駐在中の長期専門家による C/P のフォローのもとで進めることを予定しているため、上記 10. (1) ②に記載の専門家等と密に情報を共有し、円滑なコミュニケーションの下で業務実施を行うことが求められます。

(3) パイロットプロジェクト活動の位置づけ

本業務従事者が取り組む水道公社の施設計画・整備に関連したパイロットプロジェクト(成果 2)を通じ、水道公社の施設改善や拡張が図られ水道サービスが向上することで、顧客の増加や料金収入の増加が期待されます。このパイロットプロジェクトの成果を着実に定着させ、水道公社自身が独立採算制に基づく事業運営を持続的に行うことが出来るようになるためには、各水道公社が施設整備に要する費用を調達するための仕組み、具体的には成果 1 の活動に含まれる水道セクター開発基金計画の形成が重要となります。

本業務従事者は、成果 1 の活動を通じた将来的な基金設立を見据え、その運営を効果的に行うために、関係組織が果たすべき役割や権限・責任について実際の施設整備案件(パイロットプロジェクト)の実施を通して確認、課題を抽出するとともに、関係組織の能力強化を支援し、基金設立に向けて今後関係組織がさらに強化すべき能力分野と具体的な強化内容を特定することも期待されます。

したがって、本業務従事者は、長期専門家及び、2018 年 10 月から活動を行っている水道セクター開発基金専門家と緊密な連携を図り、上記目的の達成に努めるとともに、また、パイロットプロジェクトの実施に関して JICA ラオス事務所が実施する一連の現地施工業者の調達プロセスに対して技術支援を行うことが求められます。

(4) 説明資料の言語

ラオス側関係者には、英語を理解する人材が少ないことから、説明を必要とする関係者の英語への理解度等を踏まえ、必要に応じて、説明資料についてはラオス語版についても作成することが求められます。

(5) 安全管理

パイロットプロジェクトによる建設工事の実施にあたっては、本業務従事者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014 年 9 月)に沿った工事安全管理対策が実施されるに支援することが求められますので、同ガイドラインの内容を把握した上で、設計・施工監理支援における一連の業務の中において適切に反映されるように対応願います。

特に、パイロットプロジェクトに関連した業務内容としては、本業務従事者は、建設工事入札時、応札者(現地施工業者)から安全対策プランを提出させるとともに、工事着工時は選定された現地施工業者から安全施工プランを提出させ、その内容をレビューし、適切な安全施工が行われるよう支援することが求められます。また、施工期間中は安全施工プランに

沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があれば、現地施工業者に対し改善を求めることが求められます。

(6) 技術協力としてのプロジェクトの進め方

本プロジェクトは、技術協力事業として実施しています。そのため、すべての業務は専門家が単独で実施し成果を挙げるのではなく、C/P の能力向上と持続発展性の確保に努めつつ、C/P と共同で活動を実施することで成果を導出することとし、以下の点に特に留意して進めてください。

① C/P の積極的な関与促進のための配慮

- ・ 実施している活動が PDM 上どこに位置付けられ、プロジェクト目標にどのように貢献するかを、C/P と常に意識しつつ業務を進める。
- ・ C/P と毎週の定期会議を行うなど、C/P と専門家との間で緊密なコミュニケーションを図り、プロジェクトの成果や課題、進捗や今後のスケジュール等を常に共有する。
- ・ プロジェクト進捗は適宜、直営専門家にも共有する。特に、コンサルタント不在時に直営専門家に現地でのフォローを依頼する場合に備え、最新の情報が共有されているよう配慮する。

② 自立発展性確保のための配慮

- ・ プロジェクトで新たな業務や枠組みを導入する場合は、ラオス政府の行政機構や C/P の業務分掌を十分に把握し、各組織・部署が本来の持つ役割から逸脱しないよう留意する。また、本プロジェクトで実施する業務や枠組み作りのみが事業の目的とならないよう、同業務・枠組みを実施・導入することの目的を C/P と常に確認し、プロジェクト終了後も業務・枠組みが継続されるよう配慮する。
- ・ プロジェクト終了後は、JICA 経費はもとより、本プロジェクト実施のために先方省庁などから配賦される予算もなくなることを前提に、プロジェクト終了後も C/P が予算措置できる規模を C/P と慎重に検討し、継続が可能な活動内容となるよう工夫して実施する。そのために、予算計画立案・予算配賦の仕組みを把握する。
- ・ プロジェクトで新たな技術や機材を紹介する場合は、紹介にとどめず、プロジェクト終了後も継続して活用されるよう配慮する。

③ プロジェクトの柔軟性の確保

- ・ 能力強化を目的とする技術協力事業では、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を踏まえ、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言する。なお、JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な措置（先方 C/P との合意文書変更、契約の変更等）を講ずることとする。

(7) 便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
なし
- ② 宿舎手配
なし
- ③ 車両借上げ

なし。必要な場合はコンサルタントで手配することとし、見積もりに含めてください。

④ 通訳備上

なし。必要な場合はコンサルタントで手配することとし、見積もりに含めてください。

⑤ 現地日程のアレンジ

なし。但し、アレンジの際は、JICA ラオス事務所および現地派遣中の専門家と調整のうえ、アポイントの取り付けを行ってください。

⑥ 執務スペースの提供

あり。ビエンチャンに所在するプロジェクトオフィスが使用可能です。

(8) 参考資料

【配布資料】

本契約に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループにて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (gegwt@jica.go.jp) 宛に、メールをお送りください。

- 1) 詳細計画策定調査時 M/M
- 2) 詳細計画策定調査結果
- 3) 詳細計画策定調査時収集資料
- 4) 本プロジェクトのプロジェクトデザインマトリクス (PDM)

【閲覧資料】

本業務に関する以下の資料は下記 URL から閲覧可能です。

1) 本プロジェクトの事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E6%B0%B4%E9%81%93%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E9%81%8B%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%83%BD%E5%8A%9B&area1=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&start_from=&start_to=&fiscal_from=&fiscal_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

2) 本プロジェクトの案件概要表 (P.3 で案内)

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc024.nsf/VIEWJCSearchX/3AAFF467FEE53A09492582CE0011FCC6/\\$FILE/No.1700437_案件概要表.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc024.nsf/VIEWJCSearchX/3AAFF467FEE53A09492582CE0011FCC6/$FILE/No.1700437_案件概要表.pdf)

3) 「ラオス上水道セクター情報収集・確認調査報告書」(JICA)(2017年2月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12287660.pdf

4) 「水道事業の民間活用に関するプロジェクト研究」(最終報告書)(JICA)(2017年6月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12289708.pdf

5) MaWaSU プロジェクト関連

ア) 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1100189&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

イ) 評価調査結果要約表 (中間レビュー)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1100189&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

ウ) 中間レビュー報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_112_12235636.html

エ) 終了時評価調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12290425.pdf

6) 「日本の水道事業の経験」

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/58841dbf2f9a88d94925810c00270b4c?OpenDocument>

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

1) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

2) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受取した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(9) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 具体的な安全管理対策について、安全管理の観点から、以下につき対応してください。
 - 1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。
 - 2) 現地派遣前は JICA ウェブサイトで提供する安全対策研修を受講する。
(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20161111.html>)
 - 3) 現地業務中は、安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。業務従事者としても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定します。

以上